

○下野市斎場使用料補助金交付要綱

平成21年2月2日

告示第18号

改正 平成23年5月25日告示第96号

改正 平成26年3月31日告示第50号

(目的)

第1条 この補助金は、斎場を使用するものに対し、斎場使用料の一部を補助することにより、斎場使用の公平性を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「斎場」とは、火葬場並びにこれに併設された待合室、式場、霊安室及び控室をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に定める斎場使用料補助金（以下「補助金」という。）の対象者となるものは、次の各号のいずれかに該当し、斎場を使用した際に管外料金を支払ったものをいう。ただし、他市区町村で同等の補助金等を受けた場合を除く。

- (1) 死亡者が死亡時に下野市民であったこと。
- (2) 斎場使用申請者が下野市民であり、斎場で死体、死胎、身体の一部、改葬遺体、胞衣等を火葬した場合

(平23告示96・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は次のとおりとする。ただし、第3号に該当する補助金は、宇都宮市悠久の丘及び小山聖苑の施設とする。

- (1) 火葬場については使用した火葬場使用料から小山聖苑火葬場管内料金を差引いた金額とし、1体につき58,800円を限度とする。
- (2) 待合室については、使用した斎場の管外料金から当該施設の管内料金を差引いた金額とし、1室1回につき16,510円を限度とする。
- (3) 式場、霊安室、控室については、使用した斎場の管外料金から当該斎場の管内料金を差引いた金額とする。

(平 2 3 告示 9 6 ・ 一部改正)

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の申請をしようとする者は、斎場使用料補助金交付申請書 (様式第 1 号) を、斎場を使用した月の翌月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定したときは斎場使用料補助金交付決定通知書 (様式第 2 号) により、交付しないと決定したときは斎場使用料補助金不交付通知書 (様式第 3 号) により、その旨を申請者に通知する。

(補助金の請求)

第 7 条 補助金交付決定通知書を受けた者は、斎場使用料補助金交付請求書 (様式第 4 号) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金交付請求書受理後、速やかに口座振替等によって請求者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金を、期限を定めて斎場使用料補助金返還請求書 (様式第 5 号) により返還させることができる。

(1) 申請者その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為をしたとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

(補助台帳)

第 9 条 市長は、斎場使用料補助台帳 (様式第 6 号) を備え、斎場使用料の補助の状況を明確にしておかなければならない。

(委任)

第 1 0 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 1 年 3 月 1 5 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 5 月 2 5 日下野市告示第 9 6 号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の下野市斎場使用料補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 （平成26年3月31日下野市告示第50号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の下野市斎場使用料補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

斎場使用料補助金交付申請書

年 月 日

下野市長 様

申請者住所

氏名

死亡者等との続柄

電話番号



下野市斎場使用料補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

斎場使用年月日	年 月 日		
使用した斎場名	<input type="checkbox"/> 小山聖苑	<input type="checkbox"/> 宇都宮市悠久の丘	
	<input type="checkbox"/> その他()		
死亡者等の住所			
死亡者等の氏名・年齢	氏名	満 歳	
支払った使用料	<input type="checkbox"/> 火葬場	円	<input type="checkbox"/> 霊安室 円
	<input type="checkbox"/> 待合室	円	<input type="checkbox"/> 控 室 円
	<input type="checkbox"/> 式 場	円	<input type="checkbox"/> 計 円
施主住所・氏名 (申請人と異なる場合)	住所 氏名	死亡者等との続柄	
添付書類	領収書・使用料金表(小山聖苑・悠久の丘以外)		

住民登録の調査閲覧同意書

私は、下野市斎場使用料補助金に必要な事項として、「住民登録の閲覧」について、担当者が調査閲覧することに同意します。

確認日	確認印	氏名
年 月 日		
		印

様式第2号(第6条関係)

斎場使用料補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下野市長

年 月 日に申請のありました下野市斎場使用料補助金について下記のとおり決定しましたので下野市斎場使用料補助金交付要綱第6条により通知します。

記

金 円

〔補助額内訳〕			
◇火葬場	円◇待合室	円◇式場	円
◇霊安室	円◇控室	円◆計	円

*虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けていると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

様式第3号(第6条関係)

畜場使用料補助金不交付通知書

第 号
年 月 日

様

下野市長

年 月 日に申請のありました下野市畜場使用料補助金について、次の理由により交付できませんので、下野市畜場使用料補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

[理由]

様式第4号(第7条関係)

畜場使用料補助金交付請求書

年 月 日

下野市長 様

請求者住所

氏名 ㊟

年 月 日付け第 号で交付の決定があった畜場使用料補助金を次の
とおり交付されるよう、下野市畜場使用料補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

請求金額	円
振込先	銀行・信用金庫・農協 店
ふりがな 口座名義	
口座番号	普通・当座

様式第5号(第8条関係)

畜場使用料補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

下野市長

あなたが、既に交付を受けた下野市畜場使用料補助金について、次の理由により返還していただきますので、下野市畜場使用料補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

[返還金額] <p style="text-align: right;">円</p>
[返還理由]
[返還期限]

